

◎佐賀県条例第36号

佐賀県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例

(佐賀県公立学校職員給与条例の一部改正)

第1条 佐賀県公立学校職員給与条例（昭和32年佐賀県条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(級別定数、級の決定、初任給、昇格及び昇給の基準)</p> <p>第6条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給基準を異にする他の職に移った場合における号給は、<u>人事委員会規則</u>の定めるところにより決定する。</p> <p>5 前2項の規定により号給を決定する場合において、他の職員との権衡上必要と認めるときは、<u>人事委員会規則</u>の定めるところにより、<u>その者の</u>属する職務の級における最高の号給を超えて給料月額を決定することができる。</p> <p>6 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前において人事委員会規則で定める日以前1年間における<u>その者の</u>勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が地方公務員法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。</p> <p>7 略</p> <p>8 55歳に達した職員（人事委員会規則で定める事由により昇給する職員を除く。）に関する当該年齢に達した日後の最初の4月1日以後の第6項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間における</p>	<p>(級別定数、級の決定、初任給、昇格及び昇給の基準)</p> <p>第6条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給基準を異にする他の職に移った場合における号給は、<u>人事委員会規則</u>で定めるところにより決定する。</p> <p>5 前2項の規定により号給を決定する場合において、他の職員との権衡上必要と認めるときは、<u>人事委員会規則</u>で定めるところにより、<u>当該職員</u>の属する職務の級における最高の号給を超えて給料月額を決定することができる。</p> <p>6 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前において人事委員会規則で定める日以前1年間における<u>当該職員</u>の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が地方公務員法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。</p> <p>7 略</p> <p>8 55歳に達した職員（人事委員会規則で定める事由により昇給する職員を除く。）に関する当該年齢に達した日後の最初の4月1日以後の第6項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間における</p>

改正前	改正後
<p>その者の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>9～11 略</p> <p>12 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p><u>（再任用短時間勤務職員の給料月額）</u></p> <p>第6条の2 再任用職員で地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第12項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定（県費負担教職員勤務時間等条例第2条においてその例によることとされる場合を含む。）により定められたその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>（復職時等における給料月額の調整）</p>	<p>当該職員の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>9～11 略</p> <p>12 地方公務員法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額（別表第3の給料表の適用を受ける職員で、同表の備考の3の規定により読み替えて適用される備考の2の規定により加算を受けるものにあつては、当該加算額を加えた額）に、勤務時間条例第2条第3項（県費負担教職員勤務時間等条例第2条においてその例によることとされる場合を含む。）の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>（復職時等における給料月額の調整）</p>

改正前	改正後
<p>第6条の3 略 (通勤手当)</p> <p>第11条の3 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 通勤のため、交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(2) 通勤のため、自転車その他の交通の用具で人事委員会規則で定めるもの（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(3) 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した<u>その者</u>の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（<u>その者が2以上の交通機関等を利用するも</u></p>	<p>第6条の2 略 (通勤手当)</p> <p>第11条の3 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 通勤のため、交通機関又は有料の道路（以下<u>この項から第3項までにおいて</u>「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下<u>この項から第3項までにおいて</u>「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(2) 通勤のため、自転車その他の交通の用具で人事委員会規則で定めるもの（以下<u>この条において</u>「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(3) 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した<u>当該職員</u>の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下<u>この号及び次項において</u>「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下<u>この号及び第3号において</u>「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得</p>

改正前	改正後
<p>のとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、<u>その者の</u>通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 その使用する自転車等の種類及びその使用距離（<u>再任用短時間勤務職員</u>にあっては、その使用する自転車等の種類、その使用距離及びその通勤回数）を考慮して、38,400円の範囲内において人事委員会規則で定める額</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、<u>その者の</u>通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）に300円を加算した額、第1号に定める額又は前号に定める額</p> <p>3 第1項第1号又は第3号に掲げる職員（通勤のため有料の道路を利用してその料金を負担することを常例とする職員にあっては、人事委員会規則で定める者に限る。）であって、通勤のため特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「特別急行列車等」という。）でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額</p>	<p>た額（<u>当該職員</u>が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、<u>当該職員</u>の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 その使用する自転車等の種類及びその使用距離（<u>定年再任用短時間勤務職員</u>にあっては、その使用する自転車等の種類、その使用距離及びその通勤回数）を考慮して、38,400円の範囲内において人事委員会規則で定める額</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、<u>当該職員</u>の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）に300円を加算した額、第1号に定める額又は前号に定める額</p> <p>3 第1項第1号又は第3号に掲げる職員（通勤のため有料の道路を利用してその料金を負担することを常例とする職員にあっては、人事委員会規則で定める者に限る。）であって、通勤のため特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（<u>第1号において</u>「特別急行列車等」という。）でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。<u>第1号において</u>同じ。）を負担することを常例と</p>

改正前	改正後
<p>は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特別急行列車等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した<u>その者</u>の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（<u>その者が</u>2以上の特別急行列車等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が2万円を超えるときは、<u>その者</u>の特別急行列車等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</p> <p>(2) 略</p> <p>4～6 略 （時間外勤務手当）</p> <p>第14条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 <u>再任用短時間勤務職員が</u>、正規の勤務時間が割り振られた日にお</p>	<p>するものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特別急行列車等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した<u>当該職員</u>の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下<u>この号</u>において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（<u>当該職員が</u>2以上の特別急行列車等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が2万円を超えるときは、<u>当該職員</u>の特別急行列車等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</p> <p>(2) 略</p> <p>4～6 略 （時間外勤務手当）</p> <p>第14条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 <u>定年前再任用短時間勤務職員が</u>、正規の勤務時間が割り振られた</p>

改正前	改正後
<p>いて、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。</p> <p>3 略</p> <p>4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。以下この条において「第1項勤務」という。）の時間と勤務時間条例第5条の規定により割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務（以下この条において「第3項勤務」という。）の時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、第1項勤務にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は100分の175）を、第3項勤務にあつては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>5 勤務時間条例第6条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第17条に規定</p>	<p>日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。</p> <p>3 略</p> <p>4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。以下この条において「第1項勤務」という。）の時間と勤務時間条例第5条の規定により割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務（以下この条において「第3項勤務」という。）の時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、第1項勤務にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には100分の175）を、第3項勤務にあつては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>5 勤務時間条例第6条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第17条に規定</p>

改正前	改正後
<p>する勤務1時間当たりの給与額に、第1項勤務にあっては100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は100分の175）から第1項に規定する人事委員会規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合はその割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を、第3項勤務にあっては100分の50から第3項に規定する人事委員会規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。</p> <p>6 略 （期末手当）</p> <p>第20条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120（職務の複雑、困難及び責任の度等が、県職員給与条例第3条第1項第1号の行政職給料表の職務の級の8級以上に相当する職員（人事委員会規則で定める職員を除く。第21条第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、100分の100）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における<u>その者</u>の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 <u>再任用職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。</p> <p>4～6 略 （勤勉手当）</p> <p>第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、<u>その者</u>の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前</p>	<p>する勤務1時間当たりの給与額に、第1項勤務にあっては100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は100分の175）から第1項に規定する人事委員会規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合にはその割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を、第3項勤務にあっては100分の50から第3項に規定する人事委員会規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。</p> <p>6 略 （期末手当）</p> <p>第20条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120（職務の複雑、困難及び責任の度等が、県職員給与条例第3条第1項第1号の行政職給料表の職務の級の8級以上に相当する職員（人事委員会規則で定める職員を除く。第21条第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、100分の100）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における<u>当該職員</u>の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。</p> <p>4～6 略 （勤勉手当）</p> <p>第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、<u>当該職員</u>の基準日以前における直近の人事評価の結</p>

改正前	改正後
<p>6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 勤奨手当の額は、勤奨手当基礎額に、教育委員会が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤奨手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち<u>再任用職員</u>以外の職員 当該職員の勤奨手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の95（特定幹部職員にあっては、100分の115）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち<u>再任用職員</u> 当該再任用職員の勤奨手当基礎額に100分の45（特定幹部職員にあっては、100分の55）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略 （義務教育等教員特別手当）</p> <p>第21条の2 略</p> <p>2 義務教育等教員特別手当の月額は、8,000円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（<u>再任用職員</u>にあっては、職務の級）の別に応じて、人事委員会規則で定める。</p> <p>3 高等学校等（学校教育法に規定する高等学校又は特別支援学校の高等部をいう。）に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものについては、第1項に規定する職員との権衡上必要と認められる範囲内にお</p>	<p>果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 勤奨手当の額は、勤奨手当基礎額に、教育委員会が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤奨手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>以外の職員 当該職員の勤奨手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の95（特定幹部職員にあっては、100分の115）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち<u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤奨手当基礎額に100分の45（特定幹部職員にあっては、100分の55）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略 （義務教育等教員特別手当）</p> <p>第21条の2 略</p> <p>2 義務教育等教員特別手当の月額は、8,000円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあっては、職務の級）の別に応じて、人事委員会規則で定める。</p> <p>3 高等学校等（学校教育法に規定する高等学校又は特別支援学校の高等部をいう。）に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものについては、第1項に規定する職員との権衡上必要と認められる範囲内にお</p>

改正前	改正後
<p>いて、人事委員会規則の定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給する。</p> <p>4 略 (再任用職員についての適用除外)</p> <p>第23条の2 第9条の3から第11条の2までの規定は、再任用職員には適用しない。</p> <p>附 則 1～16 略</p>	<p>いて、人事委員会規則で定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給する。</p> <p>4 略 (定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第23条の2 第6条第3項から第11項まで及び第9条の3から第11条の2までの規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>附 則 1～16 略</p> <p>17 <u>当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第19項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第7項及び第8項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額(別表第1から別表第3までの給料表の適用を受ける職員で、それぞれ当該各給料表の備考の2の規定により加算を受けるものにあつては、当該加算額を加えた額)に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)</u>とする。</p> <p>18 <u>前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。</u></p> <p>(1) <u>臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員</u></p> <p>(2) <u>佐賀県職員の定年等に関する条例(昭和59年佐賀県条例第3号)第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)(佐賀県市町立学校県費負担教職員の定年等に関する条例(昭和59年佐賀県条例第8号)第2条においてその例によることとされる場合を含む。)</u></p>

改正前	改正後
	<p>(3) <u>佐賀県職員の定年等に関する条例第8条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第5条に規定する職を占める職員（佐賀県市町立学校県費負担教職員の定年等に関する条例第2条においてその例によることとされる場合を含む。）</u></p> <p>19 <u>地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第21項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第17項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第17項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。</u></p> <p>20 <u>前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額（別表第3の給料表の適用を受ける職員で、当該給料表の備考の2の規定により加算を受けるもの）であっては、当該加算額を加えた額」と当該職員の受ける給料月額</u></p>

改正前							改正後																																														
<p>別表第1 (第5条関係)</p> <p>高等学校等教育職給料表</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">職員 の区 分</td> <td rowspan="2">職務 の 級</td> <td>1級</td> <td>2級</td> <td>特2級</td> <td>3級</td> <td>4級</td> </tr> <tr> <td>号給</td> <td colspan="5">略</td> </tr> <tr> <td>再任 用職 員以</td> <td colspan="6">略</td> </tr> </table>							職員 の区 分	職務 の 級	1級	2級	特2級	3級	4級	号給	略					再任 用職 員以	略						<p>とする。</p> <p>21 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第17項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第19項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</p> <p>22 附則第19項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第17項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</p> <p>23 附則第17項から前項までに定めるもののほか、附則第17項の規定による給料月額、附則第19項の規定による給料その他附則第17項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p> <p>別表第1 (第5条関係)</p> <p>高等学校等教育職給料表</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">職員 の区 分</td> <td rowspan="2">職務 の 級</td> <td>1級</td> <td>2級</td> <td>特2級</td> <td>3級</td> <td>4級</td> </tr> <tr> <td>号給</td> <td colspan="5">略</td> </tr> <tr> <td>定年 前再 任用</td> <td colspan="6">略</td> </tr> </table>							職員 の区 分	職務 の 級	1級	2級	特2級	3級	4級	号給	略					定年 前再 任用	略					
									職員 の区 分	職務 の 級	1級	2級	特2級	3級	4級																																						
号給	略																																																				
再任 用職 員以	略																																																				
職員 の区 分	職務 の 級	1級	2級	特2級	3級	4級																																															
		号給	略																																																		
定年 前再 任用	略																																																				

改正前							改正後						
外の職員							短時間勤務職員以外の職員						
再任用職員		235,000	278,000	307,200	335,800	420,600	定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	
								235,000	278,000	307,200	335,800	420,600	
備考 略							備考 略						
別表第2 (第5条関係)							別表第2 (第5条関係)						
中学校・小学校教育職給料表							中学校・小学校教育職給料表						
職員の区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級	職員の区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給	略						号給	略				
再任用職員以外の職員	略						定年前再任用短時間勤務職員	略					

改正前							改正後								
							職務 員以 外の 職員								
再任 用職 員		226,300	274,800	302,200	329,000	410,500	定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額		
								226,300	274,800	302,200	329,000	410,500			
備考 略							備考 略								
別表第3 (第5条関係)							別表第3 (第5条関係)								
行政職給料表							行政職給料表								
職員 の区 分	職 務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	職員 の区 分	職 務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		号給	略							号給	略				
再任 用職 員以 外の 職員	略														
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以	略														

改正前								改正後							
再任用職員		187,700	215,200	258,600	278,300	293,700	318,900	外の職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
								定年前再任用短時間勤務職員		187,700	215,200	258,600	278,300	293,700	318,900
備考 1・2 略								備考 1・2 略							
別表第4 (第5条関係)								別表第4 (第5条関係)							
医療職給料表								医療職給料表							
職員 の区 分	職務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級		職員 の区 分	職務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級	
	号給	略						号給	略						
再任用職員 以外の 職員	略														
	定年前再任用短時間勤務職員	略													

改正前							改正後							
							員以外の職員							
再任用職員							定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額		
		188,700	215,300	246,700	260,300	286,000		188,700	215,300	246,700	260,300	286,000		
備考 略							備考 略							

(佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部改正)

第2条 佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例（昭和27年佐賀県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(再任用職員等についての適用除外)</p> <p>第15条 第10条から第13条までの規定は、<u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号）第4条の規定により任期を定めて採用された職員には適用しない。</u></p>	<p>(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)</p> <p>第15条 第10条から第13条までの規定は、<u>定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。）並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号）第4条の規定により任期を定めて採用された職員には適用しない。</u></p>

(佐賀県立学校職員産業教育手当支給条例の一部改正)

第3条 佐賀県立学校職員産業教育手当支給条例（昭和33年佐賀県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「教員」とは、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭又は講師（常時勤務の者、<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された短時間勤務の職を占める職員並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号）第4条の規定により任期を定めて採用された職員に限る。</u>）をいう。</p> <p>附 則</p> <p>1・2 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「教員」とは、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭又は講師（常時勤務の者、<u>定年前提任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。）並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号）第4条の規定により任期を定めて採用された職員に限る。</u>）をいう。</p> <p>附 則</p> <p>1・2 略</p> <p>3 <u>佐賀県公立学校職員給与条例附則第19項、第21項又は第22項の規定による給料を支給される職員に関する第4条の規定の適用については、同条中「給料月額」とあるのは、「給料月額と佐賀県公立学校職員給与条例附則第19項、第21項又は第22項の規定による給料の額との合計額」とする。</u></p>

（佐賀県立学校職員定時制通信教育手当支給条例の一部改正）

第4条 佐賀県立学校職員定時制通信教育手当支給条例（昭和35年佐賀県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定時制通信教育手当)</p> <p>第2条 定時制の課程又は通信制の課程を置く県立高等学校の校長で本務としてその職にあるもの、本務として定時制の課程又は通信制の課程に関する校務をつかさどる副校長、定時制の課程又は通信制の課程に関する校務を整理する教頭、本務として定時制の課程若しくは通信制の課程に関する校務の一部を整理し、又は本務として定時制教育若しくは通信教育に従事する主幹教諭及び本務として定時</p>	<p>(定時制通信教育手当)</p> <p>第2条 定時制の課程又は通信制の課程を置く県立高等学校の校長で本務としてその職にあるもの、本務として定時制の課程又は通信制の課程に関する校務をつかさどる副校長、定時制の課程又は通信制の課程に関する校務を整理する教頭、本務として定時制の課程若しくは通信制の課程に関する校務の一部を整理し、又は本務として定時制教育若しくは通信教育に従事する主幹教諭及び本務として定時</p>

改正前	改正後
<p>制教育又は通信教育に従事する指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭又は講師（常時勤務の者、<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された短時間勤務の職を占める職員並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号）第4条の規定により任期を定めて採用された職員に限る。</u>）並びに次の各号のいずれかに該当する実習助手で本務として定時制教育に従事するものには、定時制通信教育手当を支給する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>略</p>	<p>制教育又は通信教育に従事する指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭又は講師（常時勤務の者、<u>定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。）</u>）並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号）第4条の規定により任期を定めて採用された職員に限る。）並びに次の各号のいずれかに該当する実習助手で本務として定時制教育に従事するものには、定時制通信教育手当を支給する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p><u>1 略</u></p> <p><u>2 佐賀県公立学校職員給与条例附則第19項、第21項又は第22項の規定による給料を支給される職員に関する第3条の規定の適用については、同条中「給料月額」とあるのは、「給料月額と佐賀県公立学校職員給与条例附則第19項、第21項又は第22項の規定による給料の額との合計額」とする。</u></p>

（佐賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正）

第5条 佐賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年佐賀県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（定義）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 この条例において「教育職員」とは、義務教育諸学校等の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者、<u>地方公務員法第28条の</u></p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 この条例において「教育職員」とは、義務教育諸学校等の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者、<u>定年前再任用短時間勤</u></p>

改正前	改正後
<p>5 第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された短時間勤務の職を占める職員並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号）第4条の規定により任期を定めて採用された職員に限る。）、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。</p> <p>附 則 1・2 略</p>	<p>務職員（地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。）並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号）第4条の規定により任期を定めて採用された職員に限る。）、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。</p> <p>附 則 1・2 略 3 <u>給与条例附則第19項、第21項又は第22項の規定による給料を支給される職員に関する第3条の規定の適用については、同条中「給料月額」とあるのは、「給料月額と給与条例附則第19項、第21項又は第22項の規定による給料の額との合計額」とする。</u></p>

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（職員の勤務延長に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の佐賀県公立学校職員給与条例（以下「新給与条例」という。）附則第17項から第23項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

（佐賀県公立学校職員給与条例等の一部改正に伴う経過措置）

第3条 改正法附則第4条第1項又は第2項（これらの規定を改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定により採用された職員（以下「暫定再任用職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）であるものとした場合に適用される新給与条例第5条第1項に規定する各給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、新給与条例第6条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額（新給与条例別表第3の給料表の適用を受ける職員で、同表の備考の3の規定により読み替えて適用される備考の2の規定により加算を受けるものにあつては、当該加算額を加えた額）とする。

2 改正法附則第6条第1項又は第2項（これらの規定を改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規

定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第5条第1項に規定する各給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、新給与条例第6条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額（新給与条例別表第3の給料表の適用を受ける職員で、同表の備考の3の規定により読み替えて適用される備考の2の規定により加算を受けるものにあつては、当該加算額を加えた額）に、佐賀県職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年佐賀県条例第29号。以下「整備条例」という。）附則第7項の規定により定年前再任用短時間勤務職員とみなして適用する整備条例第7条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年佐賀県条例第18号）（以下「新勤務時間条例」という。）第2条第3項（佐賀県市町立学校県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和31年佐賀県条例第51号）第2条においてその例によることとされる場合を含む。以下同じ。）の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を、新勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（第5項において「勤務時間率」という。）を乗じて得た額とする。

3 暫定再任用職員又は暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第20条第3項、第21条第2項、第21条の2第2項及び第23条の2の規定を適用する。

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第11条の3第2項第2号及び第14条第2項の規定を適用する。

5 暫定再任用職員又は暫定再任用短時間勤務職員のうち、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において第1条の規定による改正前の佐賀県公立学校職員給与条例（以下「旧給与条例」という。）別表第3の給料表の備考の2の規定による加算（以下「旧条例加算」という。）を受けていた旧法再任用職員（改正法による改正前の地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）で、第1項又は第2項の規定により施行日以降において引き続き新給与条例別表第3の給料表の備考の3の規定により読み替えて適用される備考の2の規定による加算（以下「新条例加算」という。）を受ける職員（当該職員に係る新条例加算の額（第2項の適用を受ける場合にあつては、当該加算額に勤務時間率を乗じて得た額）が旧条例加算の額（旧給与条例第6条の2の規定の適用を受ける職員にあつては、当該加算額に、整備条例第7条の規定による改正前の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項（佐賀県市町立学校県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条においてその例によることとされる場合を含む。）の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）に達しないこととなる職員に限る。）には、令和9年3月31日までの間、新条例加算のほか、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（施行日の前日に旧給与条例第6条の2の規定の適用を受けていた職員にあつては、人事委員会が定める額）を給料として支給する。

(1) 暫定再任用職員 施行日の前日に受けていた旧条例加算の額と施行日以後に受ける新条例加算の額との差額に相当する額

(2) 暫定再任用短時間勤務職員（再任用職員異動（施行日以後に改正法附則第6条第1項の規定により採用された職員について行う、整備条例附則第7項の規定により定年前再任用短時間勤務職員とみなして適用する新勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた1週間当たりの勤務時間が異なる他の職への異動をいう。）をした職員を含む。） 施行日の前日に整備条例附則第7項の規定により定年前再任用短時間勤務職員とみなして適用する新勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた勤務時間により勤務する旧法再任用職員であったものとした場

合に受けることとなる旧条例加算の額と、施行日以後に当該勤務時間により勤務する暫定再任用短時間勤務職員として受ける新条例加算の額との差額に相当する額

- 6 暫定再任用職員又は暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第2条の規定による改正後の佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の規定を適用する。
- 7 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第3条の規定による改正後の佐賀県立学校職員産業教育手当支給条例、第4条の規定による改正後の佐賀県立学校職員定時制通信教育手当支給条例又は第5条の規定による改正後の佐賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の規定を適用する。
- 8 前条及び前各項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。